

パブリックコメントの意見・回答一覧について

添付資料 6

意見 ID	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>この取り決めでいいと思います。一次的に飼育放棄による放流はあり得ますが、かと言って保留にし続けるわけにはいかないので、段階を経て周知させ最終的にバスやギルのような扱いに移行させて下さい。 今回のパブコメには関係ないのですが、改良メダカの放流も早めに規制を望みます。天然記念物のオオサンショウウオのように遺伝子が混じると在来種としての血統が失われてしまいますので。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>今回で3回目の意見を言わせていただきます。ザリガニ愛好家のものです。 いろいろな資料を読ませていただきました。もうほとんどの内容は決定的なのでしょう、後は繁殖、累代飼育を認めるか否か、愛好家の目線で恐縮ですがこれがマニアの関心事だと思います。100年、200年かかってアメリカザリガニを根絶させると国が本気で取り組まれるのならばマニアのたわ言など何の意味も成しません。 ただ私も野生の巨大サイズをいろいろなため池に取りっておりますが根絶など到底不可能で個体数の減少維持これらが現実路線ではと思われず。 ハードランディングですべて行って上手くいく事例もありますがアメリカザリガニでは悪手では？繰り返しになります愛好家目線で恐縮ですが色彩変異飼育アメリカザリガニ達の繁殖飼育の継続は是非認めていただきたいです。各種水生昆虫、ヤゴ、希少両生類、希少淡水魚、農業被害希少な水草たちが野生のアメリカザリガニの減少で復活するのを願っております。</p>	<p>パブリックコメントの段階で示している案の通り、色彩変異であるか否かにかかわらず、販売・頒布目的以外での飼養等は許可なしで継続することが可能です。繁殖についても、販売・頒布を目的としていない場合は禁止となりませんが、放出（意図しない逸出も含む）禁止の違反に繋がらないよう、十分な逸出防止措置をとって行っていただくようお願いいたします。なお、購入については法第8条（譲渡し等の禁止）の規制対象となります。</p>
3	<p>双方とも広く分布しており、撲滅をすることは困難と思われませんが、環境教育という切り口から、外来種について学んだり、在来種について学んだりするきっかけとなったり、対象生物以外の生物に関して興味をもってもらうことを目的に、学校教育の一環として、事前に生息場所を調査し、安全であることを確認した後、子ども達に採取を依頼し、その量に応じて環境を守ってもらったお礼として、返報性を養う意味も含め、礼金を渡してはどうでしょうか。昨今、子ども貧困が社会課題になっていますし、大阪ではコロナ禍により、学校給食がない場合は、水しか飲んでいない子どもがいると聞きましたので、パンのひとつでも購入できれば良いと思います。捕獲することが苦手な子どももいるでしょうから、強制ではなく、ナッジを活用して、対象生物を捕獲する自由と捕獲しない自由があり、捕獲した方が良いと判断してもらえるような取組みを推進して戴きたいと願っています。NHKの朝ドラでは、空ビンを持って換金する映像もありました。上品さも大切ですが、レジリエンスな心をもつことも大切です。礼金は過度のならないようにし、期間は定めないと良いと思います。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>適用除外となっている飼育中のミシシippアカミミガメ等について、飼育不能となった際の、飼主責任による対処法と、やむを得ない場合の引き取り等の受け皿（公、民間問わず、具体的な引き取り団体等）を、施行当初から想定し、考え方を明文化しておいていただきたい。公的な受け皿は衛生部局では無く、環境部局での明示が必要。</p>	<p>飼育個体については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき終生飼育が原則と考えています。やむを得ず飼育の継続が困難となった場合には、条件付特定外来生物に限って、頒布に該当する場合を除き無償譲渡が可能ですので、飼主自身で責任をもって飼育出来る方を探していただき、無償譲渡していただくことが前提と考えています。また、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼主探しの事業をしている場合などは、無償譲渡であっても扱う個体数が多数に及び頒布に該当する可能性があります。この場合も飼えなくなった者の放出防止に繋がる取組であることから、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則の改正案において、規制の対象外とする方向で検討しております。 詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）」について」を御参照ください。</p>

5	<p>添付資料4のうち、第4条の「販売・頒布の目的」は「販売の目的」に、第8条の「販売・購入・頒布の目的」は「販売・購入の目的」とすべき。</p> <p>政令案自体が資料には無いので判然としないが、無償の譲渡は容認することを意図した政令であるとする、無償の譲渡とは要するに「条件付特定外来生物（通称）」を頒布のために運搬してその後頒布することと同義であると思われるので、「頒布」は削除しなければ矛盾すると考える。</p>	<p>無償の譲渡であっても、頒布（不特定多数又は特定多数へ広く配ることを想定）に該当する場合は適用除外の対象とならないため、現行の特定外来生物と同様に規制することで考えています。この点が正確に伝わるよう周知していきます。</p>
6	<p>添付資料4のうち、「条件付特定外来生物（通称）」の「放出」について、野外で採取した個体を採取したのと同じ場所に放出することは規制の適用除外とすべき。</p> <p>「条件付特定外来生物（通称）」は、添付資料3にも記載のある通り既に日本全国に広く定着しており、野外で採取した個体を採取したのと同じ場所に放出することにより生態系への被害が新たに発生するとは考えにくい。</p>	<p>捕獲した特定外来生物をその場ですぐに放すことは、従来の特定外来生物の扱いと同様に規制の対象となりません。ただし、一度持ち帰った個体を放出することについては客観的に違法放出との区別がつかないこと等から規制の対象と考えています。</p>
7	<p>種の判別について、環境省で問い合わせに対応する窓口を設けて広く周知すべき。</p> <p>アカミミガメとアメリカザリガニは数多く飼育されているため、飼育者の中には正確な種名を認識していない者も少なくないと考えられ、単に「カメ」や「ザリガニ」であるとか、「ミドリガメ」は「アカミミガメ」とは別種であるとか、黒いザリガニは「ニホンザリガニ」であるというような認識も想定されるので、正確な種名を確認できるようにすべきと考える。</p>	<p>御指摘の通り、一般の方々に規制の内容を分かりやすく伝えることは重要と考えており、様々な媒体を通じて広く周知し、普及啓発を行っていく予定です。また、12月よりアカミミガメ、アメリカザリガニ相談ダイヤルを設置しておりますので、こちらで同種の問合せにも対応することを想定しております。</p>
8	<p>アメリカザリガニは、添付資料4のうち第4条の「飼養等」と第8条の「譲渡し等」について、食用とエサ用の目的を規制の適用除外とすべき。</p> <p>添付資料3にも記載のある通り日本全国に広く定着しているため、一部では食用やペットの餌用として利用されており、野外で採取して利用することは防除になっていると考える。</p>	<p>生きた個体の販売や頒布を行わない場合であれば、食用やエサ用としての利用は規制の対象とはなりません。ただし、冷凍・ポイル・加工したものなど生きていない個体を販売・頒布する場合であっても、そのために商業目的での繁殖を行う場合は、規制対象となり飼養等の許可が必要です。</p> <p>生きた個体の販売や頒布を行う場合は規制対象となりますが、食用については、指定前から生業として販売や頒布を行っていた場合であれば、販売・頒布のための飼養等の許可をとって、飲食店（外来生物法施行規則第2条第18号に該当する者）に対して販売や頒布を行うことができます。飼育する生物の生きエサ用（釣りエサは含まない）についても、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則改正案において、届け出により購入可能とする方針としており、指定前から生業としてこうした販売を行っていた者が販売のための飼養等の許可をとっていれば、事前に生き餌の購入を届け出た者に対して販売を行うことができることとする予定です。</p> <p>詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について」を御参照ください。</p>
9	<p>当店では、春から秋まで、子供たちを相手に、ザリガニ釣り堀としての生業をおこなっており、春から秋まで、かなりのお客様にご利用をいただいております。</p> <p>ザリガニポストも実施しており、かなりの数を集めております。</p> <p>営業面としての不利益もごさいますが、取ることさえ、不可となれば、どれだけ増えるのかは、一目瞭然かとは思いますが、まして、エサザリガニとして利用しているものもあり、これすらできなくなれば、どうなるかはわかりになるのでしょうか？</p> <p>リリースを禁止とし、営業として利用するものについては、よろしいのではないのでしょうか？</p> <p>いまさら、禁止したとて、数が減るとはとてでもないですが、思えません。</p> <p>使用する方向食用なり、エサとしてなり当店としては、直近の河川での子供たちの事故を鑑みて、手軽にできる釣りとして推奨しておりますが、いくら規制したとしても、子供たちの興味が止まるものではないです。</p> <p>ザリガニポストとして子供たちに、お菓子と交換して取ってきてもらってますが、それだけでは釣り堀として、足りないので流通より購入しております。</p>	<p>アメリカザリガニを捕獲すること自体には規制はかかりません。また、野外で捕獲し一般の家庭に持ち帰って飼養することや、子供達が捕獲した個体を無償でザリガニポストに持ち込むことについても規制はかかりません。</p> <p>一方、業として飼養等を行う場合は、販売・頒布の目的以外であれば、飼養等基準を遵守することを条件に許可不要となります。有償・無償にかかわらず、釣り堀をザリガニの持ち帰り可能として行っている場合は販売または頒布に該当する場合がありますため、持ち帰り禁止にして事業を継続することが可能です。また、購入についても規制対象となりますが、指定前から購入したザリガニを用いて生業としてザリガニ釣り場の運営を行っていた場合は、許可を取得することで、許可をもつ販売業者から引き続き購入することが可能です。</p>

10	<p>特定外来生物に指定するけど一定の種だけ特別扱い、というのは、説明する際に説明がどうしても長くなる。普及のため、「特定外来生物」とは別か、括弧書きでもいいので、判り易い名称を付けて区別した方がよい。この内容を知らない第三者に説明する場合、説明が長いと頭に入りにくく、聞いてもらえなくなる可能性が高くなる。カテゴリ名など名称が決まっていれば、「これに指定されているものはこういう扱い」と説明がしやすい。「同じ〇〇に指定されていても、これとこれは例外で、、、」という説明は、間違えないように説明するのも意外と難しく、誤解も生みやすい。法律内に明記しなくてもいいので、普及のためにも判り易い「名称」を是非付けて欲しい。</p>	<p>従来の特特定外来生物と一部の規制を適用除外とする特定外来生物は、どちらも法律上は同じ「特定外来生物」となります。しかし、御指摘の通り、誤解や混乱を招くおそれがあると認識しています。そのため、一部の規制を適用除外とする特定外来生物については、通称として「条件付特定外来生物」の名称を用いることとします。</p>
11	<p>輸入や販売に規制がかかるこの法改正に大賛成ですが、以下2点は気掛かりですので意見を述べます。</p> <p>1、「特定外来生物の新規指定」 アカミミガメ以外の脅威になっているカメ類が存在しています。添付資料3の「評価の理由」として記入されている点はアカミミガメだけに当てはまるものではありません。具体的に言うと、リバークーターとミシシッピニオイガメの2種です。リバークーターとミシシッピニオイガメは多く輸入され流通量も多い影響か、既に遺棄されたと思われる個体が野外に存在し捕獲例も確認されています(エ、オ)。特にリバークーターはアカミミガメ同様に大食漢で、日本在来の動植物に悪影響を与えています(カ)。 上記2種もアカミミガメのように全国に広がる前に、早いタイミングで特定外来生物に指定するべきです。特にアメリカザリガニのように一度定着してしまうと、根絶は非常に難しいだけでなく、保全現場での駆除作業は困難になります(エ)。身近な生き物であるアカミミガメやアメリカザリガニを規制することで、世間的にも注目を集めているこの時に、上記2種がもたらす生態系の悪影響を考慮し、特定外来生物に登録するべきだと思います。</p> <p>2、(2)→イ、譲渡し等の禁止(法第8条)について 無償譲渡(キ)を想定した期間を「当分の間」と曖昧にしているのは、不適切ではないかと思えます。あまり例外項目を設けすぎるとは、かえって効果を弱めてしまうのではないのでしょうか。今回の法案のコンセプトは「従来通りの特定外来生物に指定したいが、あまりにも多くの世帯で飼育されている身近な生物なので野外の放出が危惧されるため特例を設けた」ということでしょうか。「無償譲渡」はこのコンセプトとは無関係で相違するものであり、不必要に特定外来生物の規制の“価値”を低下させるものではないかと思っています。従来通りの特定外来生物の規制に則り、無償譲渡も禁止した方が、客観的に分かり易いと思えます。</p> <p>最後に法案全体の意見を述べます。今回わざわざアカミミガメやアメリカザリガニの規制に新たな枠組みを作ることに疑問があります。結果的に「特例」を設けることで、特定外来生物法がもつ「価値」を低下させ、効力は弱体化し、将来へ禍根を残す可能性があると思えます。規制する以上、なるべく例外は設けず、運用も一律で容易になると考えます。</p> <p>また「飼育世帯が多いため大量に野外へ放出される危険性がある」という理由で長期間特定外来生物への指定は見送られてきました。その結果、アカミミガメやアメリカザリガニの増殖に歯止めがかからず、駆除活動の負担は増し(精神的にも体力的にも)、多くの地域の生態系は破壊されたことは容易に想像ができます。究極的に申し上げますと、捨てる人は法規制に関係なく、遺棄すると思えます。今回の法改正がどのような形になるにしろ、遺棄する人は多々いると推察されます。適切に法規制がなされることを願っています。</p>	<p>御指摘のリバークーターやミシシッピニオイガメを含め、アカミミガメの代替種となり得るカメ類の流通量や飼育の動向は注視する必要があると認識しています。まずはアカミミガメの指定による飼育動向の変化や指定の効果等を把握し、今後の指定の要否も含め検討していきたいと考えています。</p> <p>また、無償譲渡については、やむを得ず飼育が困難となった飼育者による無償譲渡を可能とすることで野外への放出の防止となる効果があると考えられ、放出防止のために必要な適用除外であると考えています。「当分の間」については、改正後の外来生物法附則第5条第1項の規定において定められているものであり、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになった時点で例外的扱いを終了するといった適切に対応していきたいと考えております。なお、無償譲渡であっても頒布に当たるものは適用除外の対象とはなりません。また、適用除外の期間については、今後も定期的に飼養状況を調査したり野外個体の防除効果等を検証しながら、適切に判断していく予定です。</p>
12	<p>アカミミガメについては、個人の譲渡しは可能との事だが、今後、条件付特定外来生物として制限的な印象や駆除対象の印象が定着することで、新たに飼育する事に消極的な風潮は現れると思われる。それゆえに飼育しきれなくなった場合、飼いたくない人が多くなり、個人が譲り渡し先を探すのはこれまでよりも苦労する可能性がある。飼育者の転勤や死亡等が理由で、飼い主又はその家族が飼育出来なくなるような状態は誰にでも起こりうる為、安心な国民生活の為に、安全に次の飼い主に託せる機会が必要である。稀ではあるが解決の為に設備やサービスなどを活用して飼い主探しを手伝ってくれるペット業者(又は店主個人)も存在する為、その様な業者(又は店主個人)の善意による営利とはいえない行動は制限しないでほしい。また、譲り渡しをする個人と手伝ってくれる業者(又は店主個人)間の飼い主探しに必要な金銭の発生なども制限しないでほしい。</p> <p>なお、譲り渡しの際に、渡す側が渡される側から金銭を受取る形の、販売と同等になるものについては規制される必要がある。アカミミガメ1匹が産む産卵数や野生に放たれてしまう場合の自然への影響を踏まえ、1匹を野生に放つことなく愛護動物のまま安全に解決できる場所があるなら、出来る限り制限は緩やかにし、今後必要とされる活動を大切にすることがある。何が野生への遺棄に繋がるものか、何が野生への遺棄に繋がらないものかを改めて御考慮いただきたい。</p>	<p>御指摘の通り、やむを得ず飼育が困難な状況となった場合に新しい飼い主を見つけやすいよう、無償譲渡を規制の適用除外としています。また、事業としてやむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しをしている場合などは、無償譲渡であっても扱う個体数が多数に及び頒布に該当する可能性がありますが、この場合も飼えなくなった者の放出防止に繋がる取組であることから、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則の改正案において、届出のみで可能とする方向で検討しております。</p> <p>詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)について」を御参照ください。</p> <p>やむを得ず飼えなくなった個体の新たな飼い主探しを手伝う行為(頒布や頒布目的の飼養等に当たらないもの)や、元の飼い主が新たな飼い主に有償で引き取ってもらうこと(個体を譲る側が金銭等を支払う場合)については外来生物法の規制はかかりません。</p>

	<p>アカミミガメを現在飼養中の者が飼養困難等の事情のために本種を殺処分防止することは違法であり、そのような行為を助長・推奨することがないよう、本制度の周知広報の内容を慎重に検討すべきである。</p> <p>13 飼養下にあるアカミミガメは犬や猫と同様の愛護動物であり、みだりに殺すことは刑事罰の対象となる（動物愛護管理法44条4項2号、同1項）。アカミミガメを飼養している者が、たとえ何らかの事情により飼養困難となったとしても、当該アカミミガメを自ら殺処分することは許されないものというべきである。</p>	<p>今回の改正では、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合に、飼える人や引取り業者等への譲渡しができるよう、無償譲渡を適用除外としております。また、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しのための譲渡しの扱いについて、頒布に該当しても届出のみで行えるよう外来生物法施行規則改正案において検討しております。このような規定を踏まえ、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合には、まず譲渡し先や引取り業者等を探していただくよう周知を行う予定です。</p>
	<p>アカミミガメの飼養が困難となった場合に里親募集による新しい飼い主への譲渡が妨げられないよう、これが「頒布」にあらず飼養等及び譲渡し等の禁止の適用除外の要件を満たすことを明確にすべきである。</p> <p>飼養が困難となった者が新たな飼い主を探す際には、無償で里親募集を手掛ける業者・団体・個人（以下「里親募集業者等」という）の存在が重要であり、本制度によって、こうした存在を介して新たな飼い主を探し譲渡することを妨げるべきではない。そこで、本制度における例外要件として「頒布の目的」でないことを求める場合には、</p> <p>14 (1) 飼養が困難となった者が里親募集業者等へ委託して新たな飼い主へ譲渡する場合  (2) 飼養が困難となった者が新たな飼い主を探すために里親募集業者等へ譲渡する場合  (3) 里親募集業者等が(2)で譲渡したアカミミガメを新たな飼い主へ譲渡する場合  はいずれも「頒布」にあたらぬことを法文、規則、通達、ガイドライン等により明確にすべきである。</p>	<p>現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則の改正案において、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しのための行為が頒布（販売に該当する場合を除く）に該当する場合は、法第4条の飼養等の禁止や法第8条の譲渡しの禁止の適用除外とする（届出のみでできることとする）方針で案を作成しております。</p> <p>詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について」を御参照ください。</p>
	<p>アカミミガメ、アメリカザリガニは既に日本各地に広く定着しており、学校等で飼養されるなど、身近な生物になっている。これに配慮するため、飼養等の適用除外の規定を設けられるのであろうと推察されるが、「積極的に防除すべき対象」としながら、一部飼養を認めるのは、教育現場はもちろん、一般国民の混乱を招く。</p> <p>よって、アカミミガメ、アメリカザリガニを特定外来生物および条件つき特定外来生物に指定すべきでない。</p> <p>15</p>	<p>特定外来生物の指定には専門家の意見を聴くことが必要とされているところ、令和2年の外来ザリガニの指定に係る専門家会合において、アメリカザリガニはその一般飼養者数の多さから、特定外来生物に適用除外なしで指定するとかえって大量遺棄を招くおそれがあると指摘され、指定を見送られた経緯があります。これを踏まえ、同様の規制の課題があったアカミミガメとアメリカザリガニについて、専門家会合における意見聴取と承認を経て、今回の指定においては野外への遺棄を防止することを目的として、飼養等や譲渡し等の規制の一部を適用除外としています。</p> <p>また、販売・頒布目的でない者が個体を捕獲して飼養等することについては規制がかからないほか、遺棄を含む「放出」については適用除外の対象外となり、野外に個体を放ったり逃がしたりすることは規制されます。そのため、積極的に防除すべき対象であることは矛盾しないと考えます。</p> <p>また、規制の目的及び適用除外の趣旨が十分に伝わるよう、一般の方々にも分かり易く周知することが重要であると認識しており、普及啓発のための資料作成や発信を行っていく予定です。</p>
	<p>新規指定されたことを施行後に知った者が、自己で処分できず野外に当該生物を放出することを避けるため、施行からある程度の期間、環境省の機関において当該生物引き受け、これの処分を担われない。</p> <p>よって、2. 改正の内容（案）（2）法附則第5条第1項に基づく特定外来生物に係る規制の一部の適用除外（4行目）に以下の文言を追加いただきたい。</p> <p>16 才、当該特定外来生物の飼養等を業として行う者以外の者が、施行日以前から飼養している当該特定外来生物について、当分の間、環境省の機関において、引き取り・処分を実施する。これにともなう行為については、法第4条及び第8条の規定を適用しないこととする。</p>	<p>今回の指定においては、飼養等に関する規制の一部を適用除外とするため、法施行後も一般家庭でペットとして飼養している個体は引き続き飼養することが可能です。また、その場合は申請や許可等の手続きも必要ありません。したがって、法施行後も個体を処分するのではなく、終生飼育をしていただくことを前提としています。</p> <p>また今後、やむを得ない事情により飼育の継続が困難となった場合には、飼い主がご自身で知人や引取りを行っている事業者などの譲渡先（引取り先）を探していただくこととなります。なお、環境省の機関において引取りを行うことは、安易な飼育や飼育放棄につながるおそれがあると専門家からも指摘されており、慎重な対応が必要と考えます。</p>

17	<p>ミシシッピアカミミガメなどの爬虫類は輸入個体が多い事から「外来種」という印象でしか認知されておらず、その生態や習性すら理解されておりません。</p> <p>そのことも踏まえて、一般の方が理解できるように、またその業界でしっかりと活動をして働いている人達の負担にならないように、種の規制は慎重に決めて頂きたいです。その業界で良い働きをしている人達の活動の妨げにならないように、しっかり調べてからやって欲しいです。</p>	<p>特定外来生物に指定に当たっては、外来生物法に基づく専門家会合において意見聴取を行っております。また、アメリカザリガニ、アカミミガメの規制については、外来生物法改正前の検討会や審議会等で有識者を委員とした検討を重ねて実施した上で、規制の方針を固めております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>ミシシッピアカミミガメは世界でもペットとしての人気が高く、各国で特定外来生物に指定されるようになった現在でも、一定数が飼育されていると推察できます。</p> <p>改正案の施行によって、海外に在住する邦人の帰国や、日本への移民・難民に際し、現地で飼育個体が遺棄されることを懸念します。世界の侵略的外来生物である本種の拡散を防ぐためにも、日本へ一緒に入国ができるよう対応をお願いいたします。また申請方法について具体的に整備する際には、メールやオンラインのフォーム等も利用できるよう配慮するなど、ご検討ください。</p>	<p>御意見を踏まえ、アカミミガメ、アメリカザリガニについては、愛がん又は観賞の目的であれば、指定前から海外で飼育等していた個体については、指定前から飼育していたことがわかる書類や写真を提出した場合など、その証明ができた場合に限り、事前に許可を取得することにより国内へ一緒に入国することを認める方針です（必要書類など手続きの詳細については、今後施行規則や通知等で定める予定です）。</p> <p>詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）」について」を御参照ください。</p> <p>また、申請についてはオンラインで行うことができるよう検討を進めております。</p>
19	<p>アカミミガメについて、譲渡しの規制が適用となる場合、適用除外となる場合のそれぞれについて、単に個人か業者かの括りでの判別ではなく、目的によって制限内容が変わってくるのであれば、更なる細分化した事例など考慮する必要がある。</p> <p>生体販売業者であっても、店主とお客様の信頼関係で成り立っている場合もあり、飼育が困難になった場合の解決方法として、新しい飼い主につないであげるような場合など。必ずしも頒布の目的とはいええない場合もある為、個人による殺処分などに繋げない為にも、多岐にわたる目的の内容を想定し、個人が最善の判断をできるように環境が整う必要がある。</p>	<p>譲渡しの規制に係る適用除外の範囲については、販売・購入・頒布に該当するか否かで判断することとなります。また、御指摘いただいた飼育が困難となった場合の新しい飼い主探しの場合などは、N o 14等の回答の通り、外来生物法施行規則において規制対象外とすることを検討しております。</p>
20	<p>アカミミガメの個人飼育を認める以上、飼育に必要な環境が整う必要があるため、ペットホテルは利用できるようにする必要があります。</p>	<p>販売・頒布等の目的とするものでなく、一般家庭でペットとして飼育している個体を一時的にペットホテルに預けるものについては、規制の対象にはなりません。ただし、ペットホテル側は業として預かる（保管する）ことになるため、飼養等基準を遵守することが必要です。</p>
21	<p>野生に帰化している個体は規制対象とし、既に飼育されている個体は規制対象の適用除外とする必要がある。</p> <p>アカミミガメについては野生に帰化している930万匹が少しずつとはいえ飼育下に流入していくことを考えると個人による野生個体の譲渡し行為は、頒布目的との判別が困難なため、迷い亀で拾得物としての手続きが済んだ場合を除き、基本的に許容しないほうが良い。業の仕入れ販売と同等なものになりうる点にも注意する必要がある。それよりも、将来的な生態系などへの影響も踏まえれば、現在飼育されているアカミミガメのみを適用除外とするほうが、遺棄につながりにくく、また、動物愛護の観点からも良い習慣となり得る。</p>	<p>無償譲渡を行う個体が、飼育個体であるか野生個体であるかに関わらず、頒布を目的とする譲渡しは規制の対象となります。また、譲渡しの対象個体が飼育個体が野生個体を第三者が判別することは困難であると考えます。</p>
22	<p>アカミミガメは多くて一匹で数十個の卵を産む。また、カメ自体、一度有精卵を生み始めると数年間有精卵を生み続ける性質があるため、飼育下で増やすこと自体を禁止する必要があり、状況を悪化させないためにも規制以降の繁殖個体の譲渡しは禁止する必要がある。卵の扱い方についてはガイドラインなどがあるとよい。</p>	<p>飼育者自身が終生飼養できる範囲で責任をもって飼育をしていただくことを前提としておりますので、みだりに繁殖をおこなわないよう周知していくことが必要と認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

23	<p>防除を娯楽的なものにさせないようにしていただきたい。 野生個体の防除の際は家庭で飼育されている種類であることに配慮し、できる限り閉鎖的にその場その場の解決方法として行い、駆除の専門家のみが行う必要がある。また、動画撮影には慎重になるべき。特に専門家、個人共に、動画投稿サイト等への防除の投稿は禁止するべき。法律で一般家庭での愛護動物と同じ種類を駆除対象とすることなので、それなりに配慮される必要がある。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>譲渡し先が見つからなかった場合でも個人による殺処分は推奨しない方が良い。 他にも複数の選択肢を用意する必要がある。</p>	<p>今回の改正では、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合に、飼える人や引取り業者等への譲渡しができるよう、無償譲渡を適用除外としております。また、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しのための譲渡しの扱いについて、頒布に該当しても届出のみで行えるよう外来生物法施行規則改正案において検討しております。このような規定を踏まえ、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合には、まず譲渡し先や引取り業者等を探していただくよう周知を行う予定です。</p>
25	<p>当該特定外来生物の飼養等を業として行う者による繁殖を認めるべきではない。よって、「当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、」を削除すべきである。 一部の規制の適用除外は、野外への「放出」という行為を最小限とすることを最優先に考えて検討が進められてきたと理解している。 愛がん目的の飼育を行う一般の者とは異なり、当該特定外来生物の飼養等を業として行う者は事業者であることから、今般の法改正によって、飼育自体が禁止されると誤解したり、飼育の継続が困難と判断したりすること等の理由により、野外に放してしまうことは考えにくい。しかしながら、飼育個体が多ければ多いほど、人為的でなくとも、逃げ出ししたりする危険性は増す。よって、例えば展示施設等での繁殖は認めるべきではない。</p>	<p>扱う個体数が多くなることが想定される販売・頒布目的の飼養等については、繁殖の有無にかかわらず許可なしで行えないこととなるほか、御指摘いただいた箇所の記載により、販売・頒布段階では生きていない状態の個体を扱う者（業として飼養等を行う者）についても、繁殖をする場合は飼養等の許可を要することとしています。また、販売・頒布目的以外で業として行う飼養等についても、逸出を防止することを目的とした飼養等の基準の遵守が必要となります。これらの規制により、業として行う者による繁殖やそれに伴う逸出リスクについては一定の対応をできるものと考えています。</p>
26	<p>埼玉県では加須市に埼玉県養殖漁業協同組合が運営する観賞魚市場があり、主にキンギョやメダカ等の観賞魚の取引が行われている。ここでは、アメリカザリガニも出品されており、仲買人が競り落としペットショップ等に卸される。市場でのアメリカザリガニの取扱量は令和3年度の実績で10,431尾、主に愛玩用やペットの餌、食用として利用されている。市場に出品されるアメリカザリガニは県内の業者が野外採捕したものや、生産者が繁殖させた改良品種などで、20名程度がアメリカザリガニを取扱い市場に出品している。 本年5月に改正された外来生物法及びその施行令によりアメリカザリガニが特定外来生物に指定されるとともに、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等については法の適用除外とされた。 アメリカザリガニは上述のように、ペットショップ等で販売され活用されており、それに携わり収入を得ている者がいる。 許可を得ることで飼養の継続はできるが、一般家庭等がアメリカザリガニを購入する場合には除外の対象とはならないため、アメリカザリガニを業として行っている者の事業の継続は困難である。 アメリカザリガニが特定外来生物に指定され放出等が禁止されたことにより、アメリカザリガニの採捕・流通・販売による生態系への影響等は考えづらい。 このため、アメリカザリガニを業として行っている者が事業を継続できるように次のことについて検討を願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アメリカザリガニを飼養等する個人が、これを購入する場合にも法第4条の規定の適用除外とすること。</li> <li>2 円滑で安定した流通を確保するため、アメリカザリガニの飼養等の許可について、多様な飼養状況に対応した特定飼養施設の基準及び許可の条件を設定すること。</li> </ol>	<p>食用としての購入については、購入者が飲食店であって外来生物法施行規則第2条第18号に該当する場合は可能です。 また、御意見を踏まえ、飼育個体の活餌とするための購入については、購入後処分される使用形態であるため放リスクが乏しく、野外捕獲によるものであれば野外個体の減少につながりうるものであるため、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則改正案において、届け出のみで可能とする方針としております。 詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について」を御参照ください。 一方で、観賞用個体の新規購入については、上述の活餌と異なり処分を前提としたものではなく、何らかの事情で飼えなくなり放出されるリスクがあること（、経済的なインセンティブから個体を増やしたり流通により長距離移動させたりする可能性が高く、未分地も含め拡散するリスクが大きいこと）から、原案どおり規制対象とさせていただきます。 飼養等施設の基準については、逸出による生態系等への被害を防ぐために設定するものであり、今後別途パブリックコメントを実施予定のため、そちらを御参照下さい。</p>

27	<p>アメリカザリガニの養殖、駆除個体の資源利用について、明確な規定を当該法令内に記載することを求める。</p> <p>アメリカザリガニについては、これを食用資源として利用しようとする動きが強く、新聞報道などでもたびたび報じられている。条件付特定外来生物の飼養制度は、水族館、学校等での飼養を想定しているようであるが、生業としての飼養は、水田養殖・施設内での養殖ともに新規には認められないと考えてよいのか。既存の養殖業については無条件で認められるのか。</p> <p>また、駆除個体を食用資源として利用する動きも見られる。資源としての利用価値が高まると、駆除よりも資源利用が優先され、根絶に至らないおそれもある。泥抜き等のために生きのまま輸送をすれば、そこから逸出するおそれもある。</p> <p>これらの理由から、アメリカザリガニの資源利用に関して、明確な規定が必要であると考え。</p>	<p>アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定された場合、販売・頒布を目的とした飼養等を行うためには許可が必要となり、養殖を行って販売・頒布する場合の飼養等についての許可は生業の維持目的のみ認められるため、指定前から営まれていた業活動に限られ、新規では認められません。また、指定前から営まれていた場合であっても、許可を受けるためには別途定める飼養等基準を満たすことが必要となります。また、防除個体の資源利用については、現時点においては野外個体の個体数減少に繋げる継続的な防除等の取り組みは重要と考えておりますが、御指摘のような懸念があることを認識しており今後検討してまいります。また、防除であっても業として行う場合は飼養等基準の遵守又は防除の確認・認定の内容に沿った実施が必要であり、これを遵守せずに泥抜き等の過程で逸出させた場合には放出禁止違反や飼養等の禁止違反に該当する可能性があります。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>当該特定外来生物の飼養等を業として行う者による繁殖を認めるべきではない。よって、「当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、」を削除すべきである。</p> <p>一部の規制の適用除外は、野外への「放出」という行為を最小限とすることを最優先に考えて検討が進められてきたと理解している。</p> <p>愛がん目的の飼育を行う一般の者によると異なり、当該特定外来生物の飼養等を業として行う者は事業者であることから、今般の法改正によって、飼育自体が禁止されると誤解したり、飼育の継続が困難と判断したりすること等の理由により、野外に放してしまうことは考えにくい。しかしながら、飼育個体が多ければ多いほど、人為的でなくとも、逃げ出したりする危険性は増す。よって、例えば展示施設等での繁殖は認めるべきではない。</p>	<p>扱う個体数が多くなることが想定される販売・頒布目的の飼養等については、繁殖の有無にかかわらず許可なしで行えないこととなるほか、御指摘いただいた箇所の記載により、業として飼養等を行う者のうち販売・頒布段階では生きていない状態の個体を扱う者についても、繁殖をする場合は飼養等の許可を要することとしています。また、販売・頒布目的以外で業として行う飼養等についても、逸出を防止することを目的とした飼養等の基準の順守が必要となります。これらの規制により、業として飼養等を行う者による繁殖やそれに伴う逸出リスクについては一定の対応をできるものと考えています。</p>
29	<p>ヒアリングのときにも申し上げたとおり現在当組合を通して行われる取引には大きく二つあります。</p> <p>一つは飼育大型魚、爬虫類などの活餌としての需要に対する供給で、多くの未成熟な個体が各サイズ飼育生物の成長段階にあわせて小売店などで販売されています。当組合の許可を得た者が河川や用水路などで内水面漁業の一環として採捕されたものを扱っていますが、今後活餌としてのザリガニの流通が不可能になった場合、当組合と関係者が経済的損失を被るばかりでなく採捕地域の野生個体数の激増を招き、結果として在来生物や漁場の生態系に大きな被害が及ぶことが懸念されます。</p> <p>二つめは観賞用としての需要に対する供給で、1992年「ホワイトザリガニ」と呼ばれる白変個体が観賞用鯉養殖池で発見されて以来30年以上関係者の努力もあり、今では様々な色彩を持つものが作出され飼育品種として人々の目を楽ませるとともに生産者の生活の糧にもなっております。今後規制により販売が不可能になれば組合と関係者が経済的損失を被ります。当組合員の中には主に改良ザリガニを出品している者もあり生活に重大な支障をきたす恐れがあります。</p> <p>また、もっとも懸念されていることは未だ侵入していない貴重な在来種の生息地への放流の危険性とこのことでしたが今回の案では一般の採集および飼育にはとくに許認可が必要なく無制限なことにに対し、プロである私たちには限りなく放流リスクの低い活餌や改良品種の販売さえも許認可の可能性が全くなく一切禁止というところに違和感、不自然さを感じます。リスクの整合性がとれていません。</p> <p>このような問題が生じたときに関係者が力をあわせて解決する方向性にするのではなく、十分な話し合いも行われず一方的に生活がかかっている人間に犠牲を強いる形で強行するのでは分断を生むだけです。もっと時間をかけてお互いに協力しあえる形を模索するべきではないでしょうか。</p> <p>燃料費をはじめ物価高で当組合だけでなく県内水面漁業関係者はいま大変苦しい状況にあります。今回の改正案は生業として内水面漁業、養殖、販売に数十年携わり続けてきた人間に対し保障や補填さえ無いばかりか無配慮で酷な案であり、県内天然水域においても漁場が荒れる可能性が高く、組合として到底納得できる内容ではありません。今まで販売実績がある当組合および関係者には生活に支障が出ないように許認可制の再検討もしくは経済的損失に対しての支援を要請します。</p>	<p>御意見を踏まえ、飼育個体の活餌とするための購入については、購入後処分される使用形態であるため放流リスクが乏しく、野外捕獲によるものであれば野外個体の減少につながりうるものであるため、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則改正案において、届出のみで可能とする方針としております。</p> <p>詳細については、環境省ホームページ又はe-govの「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について」を御参照ください。</p> <p>一方、観賞用個体の新規購入については、上述の活餌と異なり処分を前提としたものではなく、何らかの事情で飼えなくなり放出されるリスクがあること、経済的なインセンティブから個体を増やしたり流通により長距離移動させたりする可能性が高く、未分布地も含め拡散するリスクが大きいことから、原案どおり規制対象とさせていただきます。</p> <p>また、経済的損失に対する支援については、アメリカザリガニは従来より特定外来生物に相当する生態系等への被害の恐れのある生物として専門家等からも評価されており、外来生物法のもと、その生物自体に規制を受ける性質が内在されていたといえるものと考えております。このため、特定外来生物への指定による経済的損失について、損失補償をすることは困難です。</p>

30	<p>今年の春か夏でしたか環境省の委託という方が組合にヒアリングに来られました。内容はアメリカザリガニの規制に関してで「生活に困る人が出ないようにヒアリングに来た」とはっきり仰いました。その後なぜか10月に2回目のヒアリングに環境省の方2人と以前の委託の方計3名がいらして話し合いをしましたが、もはや販売禁止は決定事項な感じでうちの組合と一部の組合員が経済的に大きなダメージを受けるのは確実な内容でした。また昨日このパブコメの締め切りぎりぎりになってこのときの内容が送られてきましたが、うまくつぎはぎをして肩書のある私たちの質問にそこそこ答えている内容でした。あの日質問には矛盾したことしか返答できずしばしば黙っていたあのヒアリングの様子は微塵も感じ取れませんでした。わたしたちはあの日何一つ納得出来ませんでしたということがあのヒアリングで残った唯一のことであり、むしろ今後も話し合いを続けていくものかと思っておりました。あんなものを既成事実のようにつくられてはこちらはたまりません。</p> <p>今回の規制でわたしが個人的に受ける被害は精神的なもののみでこれが直接の原因で生活が破綻することはないでしょう。被害を受けるとはいえ組合がこれが原因で倒れることも可能性としては低いでしょう。しかしほぼアメリカザリガニの改良品種のみを出荷している組合員の方もおられその方はどうなってしまうかわかりません。</p> <p>趣味や売り上げを存続させたいがために放流したわけでもなく、野外で粗放的に養殖しているわけでもなく観賞用にすぐれた生き物をただ殖やしてきた組合員、積極的に低密度管理に協力していた川漁師、この方たちはなんの罪もないのにただただ日常を生活している中で突然収入を絶たれるのです。</p> <p>こんなに悲しくて残酷な他人の職業を職業とも思わないような内容、仕打ち、その決定へのやり方には疑問と怒りしか残りません。組合周辺の野生個体も増えて逆効果です。金魚やメダカの養殖にも支障がでるかもしれません。</p> <p>もう一度話し合いましょう。今度は無脊椎専門家グループの方たちも交えて。こんな結果ありきで罪なき人々が被害を受けるやり方ではなく誰もが悲しむことがないやり方を知恵を出し合って前向きに皆で探していきましょう。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、飼育個体の活餌とするための購入については、購入後処分される使用形態であるため放リスクが乏しく、野外捕獲によるものであれば野外個体の減少につながるものであるため、現在パブリックコメントを実施している外来生物法施行規則改正案において、届出のみで可能とする方針としております。</p> <p>一方で、観賞用個体の新規購入については、上述の活餌と異なり処分を前提としたものではなく、何らかの事情で飼えなくなり放出されるリスクがあること（、経済的なインセンティブから個体を増やしたり流通により長距離移動させたりする可能性が高く、未分布地も含め拡散するリスクが大きいこと）から、原案どおり規制対象とさせていただきます。</p> <p>なお、無脊椎専門家グループについては外来生物法に基づく指定に係る科学的知見に基づく意見聴取を目的としたグループであり、社会的な影響に関わる内容については、行政で状況を確認して最終的な判断をさせていただきます。</p>
31	<p>アカミミガメは飼い主にとっては愛護動物なので、飼育困難となり譲り渡し先が見つからなかった場合でも、飼育者本人が愛護動物の命を絶たせるといことは、とても残酷で耐え難い苦しみを背負うことになる為、他の案も検討してほしい。</p> <p>命を絶たせたくないです。</p> <p>倫理的にも問題がある。川への放流に繋げないように適用除外として許可手続きが不要になっている側面もあるのに、許可手続きよりも精神的負担が大きい行動を推奨することになるので、矛盾している。</p>	<p>今回の改正では、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合に、飼える人や引取り業者等への譲渡しができるよう、無償譲渡を適用除外としております。また、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しのための譲渡しの扱いについて、頒布に該当しても届出のみで行えるよう外来生物法施行規則改正案において検討しております。このような規定を踏まえ、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合には、まず譲渡し先や引取り業者等を探して頂くよう周知を行う予定です。</p>
32	<p>今回の改正方針に賛成です。</p> <p>生態系や農水産業等に大きな影響を及ぼしているアカミミガメ・アメリカザリガニのこれ以上の飼育下からの野外への流入を抑制するとともに、現在両種を飼育している方も手続き不要で飼育が可能とするなど、自然環境への影響と現在の飼育者の双方への適切な配慮がなされているものと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
33	<p>今後両種の自然界への放出を完全に断つためには、最終的には飼育そのものを規制する必要があるため、今回の両種の一部規制免除は「当分の間」とのことですが、両種の飼育者の数が一定以下になるなど、大量放流の懸念がなくなった時点で、適切に通常の特定外来生物に移行していただきたいと考えます。</p>	<p>今後も飼養状況や野外での生息状況などを定期的に把握し、「当分の間」についての適切な時期を検討して参ります。</p>

34	<p>施行期日までに、学校等に十分な情報提供や教育指針の作成など、今回の改正の内容と今後の対応方針を広く周知していただきたい。</p>	<p>御指摘の通り、アカミミガメ、アメリカザリガニの条件付特定外来生物指定に関する情報については、一般の方や関連事業者の方に向けて、正確な情報を分かりやすく伝えられるよう周知が必要であると認識しています。環境省ウェブサイトによる発信、チラシ・ポスター等の作成・配布を予定しています。また、アメリカザリガニ問題に関する学習・指導のポイント等をまとめた資料等をホームページで公開しています。</p>
35	<p>今後、両種の防除活動が拡大されていくように、財政的支援の拡充や専門家派遣の仕組みづくり等の支援を行ってください。 今回の改正で、今後飼育下の個体が野外に放出されることは減少すると考えられます。今後は、生態系等への影響が低減されるように、既に野外に生息している個体を防除によって減少させることが必要です。現在は一部自治体や民間団体等により一部地域では防除活動が実施されていますが、今後官民間問わず全国的に両種の防除活動が拡大されていくように、財政的支援の拡充や専門家派遣の仕組みづくり等が必要と考えます。</p>	<p>いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、アカミミガメ、アメリカザリガニに限らず特定外来生物の防除活動を積極的に進めている地方自治体に対し、交付金等の財政支援の拡充や専門家派遣を含めた技術的支援を行うことを検討しています。</p>
36	<p>ペット事業者が現在飼養している個体が販売できなくなって野外に放流されることのないよう、条件付きでの一定期間の販売の容認や、行政での受入制度等の仕組みを構築してください。 アカミミガメは色彩変異個体がペットとして高額で売買されたり、通常の幼体も「ミドリガメ」として販売されるなど、ペットとしての需要が未だ高い生物であり、ペットブリーダーなどの事業者の手元には現時点でも相当数の飼養個体がいるものと推測されます。今回の規制適用除外の概要を見る限り、生業としている事業者は許可を受ければ飼養等は可能なものの、許可者間でしか販売できないことから、飼養等は可能なものの販売ができないアカミミガメの対処に苦慮する事業者がかなりの数発生する可能性があり、そうした事業者が野外に大量放流することのないように、何らかの対策が必要と考えます</p>	<p>野外への放出については禁止されており、違反すれば厳罰の対象となります。ブリーダー等、アカミミガメを事業で扱う者については、扱う個体について最後まで責任を持って扱う責任を有しており、大量遺棄のないよう、規制内容の周知に努めてまいります。 また、一定期間の販売等に関しては、本政令の施行は令和5年6月1日を予定しており、施行後も6ヶ月間は、既に飼養等している個体の飼養等を許可なしで行うことができます。この間に適切に許可等の手続きをとっていただくようお願いいたします。</p>
37	<p>譲渡先が見つからず飼養困難となった飼育者が飼養個体を適切に安楽死させることができるよう、安楽死手段の周知や、保健所等での安楽死の受け入れ体制の確保などの対応を講じてください。 一般家庭でのカメの安楽死はハードルが高く、心理的な抵抗も相まって密かに放流するケースが想定されます。飼い主である以上、飼育困難になった場合は自らの手で殺処分するべきだとは思いますが、例えば適切な安楽死手段の周知や、保健所に連れて行き安楽死させる体制をつくるなど、安楽死のための仕組みづくりと啓発が重要と考えます。</p>	<p>野外への放出リスクを低減させることを目的として、頒布に該当しない無償譲渡については規制を適用除外とし手続きなく譲渡ができるようにしているほか、やむを得ず飼育の継続が困難となった個体の新しい飼い主探しについては、頒布に該当する場合も届出のみで行えるようにする方針です。終生飼養が第一ですが、どうしても飼えない場合は、極力譲渡し先を探していただくことを推奨しております。また、アカミミガメに関する相談ダイヤルを12月に設置しており、こうした場で相談を受け付けるなど、いただいた御意見も参考にしながら対応させていただきます。</p>
38	<p>両種を条件付きとはいえ特定外来生物に指定する以上、野外への放流等の違法行為をきちんと摘発し、法の実効性を担保してください。</p>	<p>御指摘の通り、アカミミガメとアメリカザリガニは多くの方にとってなじみのある生きものであることから、誤解のないよう規制内容や罰則について正しい情報を分かりやすく伝えることが重要であると認識しています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>あまり賛成出来ない。 アカミミガメやアメリカザリガニ等についても、既存分の飼育はともかく、譲渡し等については禁止すべきと考える。(少なくとも、繁殖分の譲渡し等については禁止すべきと考える。死亡・疾病等を原因とした特定外来生物の法規制以前からの既存分の譲渡し等についてはともかく、譲渡し等については許容すれば、問題ある事態の拡大が発生する事は目に見えているようなものであるため、許容すべきでないと考え。)  意見は以上である。</p>	<p>アカミミガメとアメリカザリガニは飼養個体数が非常に多いうえ、特にアカミミガメについては寿命が長いことから途中で飼養が困難となる飼養者も少なくなく、譲渡しに規制がかかる野外に放してしまうリスクが高まることが想定されます。このようなことから、野外への放出リスクを低減させることを目的として、頒布に該当しない無償譲渡については規制を適用除外とし手続きなく譲渡ができるようにしています。また、繁殖については、終生飼育の必要性を周知し、みだりな繁殖を行わないよう普及啓発をして参ります。</p>

40	<p>①野生と飼育されているものの区別がつくように、マイクロチップをつかって管理してほしい。飼い主は、あらかじめ届け出て、誰が飼っている亀かすぐわかるようにする。</p> <p>②輸入するのはやめる。</p> <p>③寿命の長いイキモノなので、飼い主の事情が変わることもある。ゆずり渡しが出来るようにしてほしい。</p> <p>④ショップでの販売を継続するのであれば、店の規模または販売数に応じて飼えなくなった亀をショップがひきとる決まりが欲しい。また、販売の時には、『寿命が長いから40年生きるかもしれない』『ちいさな水槽にはおさまりきれない大きさに成長する』『サルモネラ菌に注意』は、きちんと説明して売ることを義務づけてほしい。</p> <p>⑤すでに、飼い主が手放さなければなくなった亀をひきとって、里親をさがすシステムを始めているショップもあるようです。（神奈川県のかめんちゅショップ）そういう制度もとりいれてほしい。そうすれば放流も減るのではないかな。</p> <p>⑥野生のアカミミガメについては、駆除が必要な場所もあると思う。人間の生活に深刻な被害が出るのを防ぐ為、複雑な手続きなしで駆除出来るようにしてほしい。</p> <p>以上</p>	<p>①アカミミガメは飼養者が非常に多いことから、こういった手続きを面倒に感じて野外に放出するといった事例が発生することを避けるため、条件付特定外来生物として一般のペット飼養においては手続きを不要としています。</p> <p>②特定外来生物（条件付特定外来生物を含む）に指定された場合、輸入は原則禁止となります。</p> <p>③アカミミガメが条件付特定外来生物に指定された場合、販売・購入・頒布を目的とした譲渡し等は規制されますが、それ以外の無償での譲渡しは可能（手続き不要）です。</p> <p>④特定外来生物（条件付き特定外来生物を含む）に指定された場合、販売は原則禁止となります。生業の維持として行う場合も、購入可能な者が許可者や主務省令で定める場合などに限定され、一般の方の新規購入は、飼っている生物の生き餌にする目的といった例外的場合を除いて基本的にできなくなるため、扱いに知見のある者が購入する場面が基本となるものと考えております。</p> <p>⑤アカミミガメを条件付特定外来生物に指定するにあたっては、放出を防止するため、飼育困難者が無償で譲渡しができるように譲渡しに関する適用除外を設ける予定です（ただし、販売・購入・頒布を目的とする譲渡等は許可が必要）。また、やむを得ない事情で飼育の継続が困難となった場合の新しい飼い主探しのための譲渡しの扱いについては、頒布に該当しても届出のみで行えるよう外来生物法施行規則改正案において検討しております。</p> <p>⑥アカミミガメの防除については、防除を業として実施する場合には取扱いの際に飼養等の基準を遵守する必要がありますが、防除個体の販売や頒布を予定していなければ基本的に手続きなしでも実施することが可能です。</p>
----	---	--